あなたに速度違反の通知書が届きました

Q 出頭しないとどうなるの?

A 正当な理由がなく、再三の呼び出しに応じない場合は、<mark>強制捜査</mark>

<mark>の手続きに移行する</mark>場合があります。

運転者からの連絡があっても、故意に出頭しない状況が認められる場合も同様です。

(出頭しない旨が記載された書類を提出した場合等です。) 「仕事が忙しい」は、正当な理由とならない場合があります。

車両所有者が、故意に運転者(違反者)を隠避(違反者の発見、

逮捕を妨げる。)した場合、罪に問われる可能性があります。

Q 速度違反自動取締装置とは?

A 速度違反自動取締装置とは、中央分離帯または歩道上に設置され、 レーダまたはレーザーにより、走行車両の速度を測定し、自動的に 違反車両を撮影記録する装置です。

Q 通知書について問い合わせたいのですが?

A 通知書に記載されている連絡先へ問い合わせてください。

(留守番電話に切り替わっても、折り返しの連絡をしますので、

<mark>必ずメッセージ(連絡先)を残して</mark>ください。)

Q 通知書の郵送先は?

A 通知書は、撮影された違反車両の自動車検査証または車両番号標

に記載されている<mark>車両所有者</mark>へ郵送されます。

警察では、刑事訴訟法198条を根拠に運転者(速度違反者)に対して出頭を求めています。運転者と車両所有者が異なるのであれば、運転者を出頭させて下さい。

Q 出頭の交通手段・方法は?

A 出頭先へは、<u>公共交通機関</u>(通知書に記載)を利用するか、<u>私有</u> **車両での出頭**も可能です。(駐車場が有ります。)

交通指導課(交通機動隊)への最寄り駅はJR大宮駅であり、同駅からはバスやタクシーを利用することになります。

(通知書に記載)

Q 電話で測定された速度は教えてくれますか?

A <mark>電話での回答は一切行っていません。</mark>

出頭した方が運転者であった場合、測定した速度を確認してもらいますが、運転者に対しても<mark>電話での回答は行っていません。</mark>

(本人確認ができないためです。)

また、出頭した方が運転者でない場合は、測定した速度を教える ことはありません。

Q 出頭場所が遠いのですが?

A 埼玉県内に居住の方や、関東圏内に居住の方については、指定し た出頭場所に出頭していただきます。 遠隔地に居住の方や、理由があり、出頭が困難な方については<mark>電</mark> 話で相談 して下さい。

Q 出頭して直ぐに免停になるのですか?

A 速度違反の手続きで警察へ出頭した際、当日直ぐに免許停止処分 となることはありません。

免許停止処分については、後日、公安委員会からの呼び出しがあります。(出頭後、2週間から2ヶ月位かかります。)

Q 罰金はどれくらいですか?

A 警察では、罰金について判明しません。

後日、住居地を管轄する検察庁から呼び出しがあります。

法律上は、<u>6ヶ月以下の懲役又は10万円以下の罰金</u>となっています。

Q 警察出頭後の手続きはどうなるの?

A 検察庁や公安委員会から通知が届きますので、その内容に従って 下さい。